

【向日市 歴史まちづくり認定記念】

第2回 向日市歴まち商品券

～20%お得なプレミアム付き～

事業概要書

1. 商品券の発行等

商品券に関する事務は、商工会が行いその主な業務は次のとおりとなります。

- ① 商品券の印刷発行および販売に関する業務
- ② 商品券の使用できる業種と取扱う事業者の募集及び登録に関する業務
- ③ 取扱事業所に対する「登録証明書」及び店頭等表示ポスター等の交付業務
- ④ 取扱事業所名簿の作成業務
- ⑤ 商品券の使用期限及び使用済商品券の換金期日の決定
- ⑥ 使用済商品券の換金業務（登録事業者指定金融機関口座へ振込み）

2. 商品券の発行総額及び発行総数等

- (1) 商品券発行総額
1億6,200万円
- (2) 商品券発行総数
13,500セット
- (3) 発売価格等
1セット12,000円（1,000円券—8枚、500円券—8枚）を
10,000円で販売（20%のプレミアム付）
商品券の購入は、お一人3セット（30,000円）まで。
なお、1セットの内500円券8枚は地域専門店専用券とする。

※「地域専門店専用券」とは、一般事業所においてのみ使用可能な券であり、大型店等では使用できません。

3. 商品券の購入方法及び使用期限等

- (1) 購 入 方 法：往復はがきによる事前申込（申込方法等詳細は広報むこう 10月1日号等で発表）
- (2) 購 入 対 象 者：向日市内に住所を有する人
- (3) 販 売 方 法：当選はがきに記載された期間・場所で、当選はがきと引き換えにより販売。
- (4) 使用可能期間：平成27年10月22日（木）～平成28年2月26日（金）
- (5) 使用可能店：向日市内に所在する登録した取扱事業所（非該当業種除く）に限る。（店頭等にポスターを貼り表示）
- (6) 禁 止 事 項
 - ① 商品券の交換、譲渡、売買
 - ② 券面金額に満たない物品の購入等の場合のつり銭の交付
 - ③ 有価証券、他の商品券及びプリペイドカード、定期券、切符等の購入
 - ④ 取扱事業所が受け取った商品券の自己支払いへの充当
 - ⑤ その他個別に加盟店で定める物品・役務の購入等
 - ⑥ たばこの購入

4. 商品券使用可能事業者の登録

(1) 商品券が使用できる指定業種

- ①小売業 ②飲食店 ③建設業 ④運輸業 ⑤サービス業 ⑥製造小売業
⑦卸小売業 ⑧医療業（健康保険による医療給付に係わる支払いは対象外）
⑨主たる事業に付随して行う①～⑧までの事業

(2) 商工会が上記（1）以外の業種で申請により登録を認める業種 不動産賃貸業等（アパート、マンション、ガレージ業等）

(3) 商品券が使用できない業種

- ①国、都道府県及び市町村の事業 ②金融・保険事業 ③製造業 ④卸売業
⑤飲食店のうち風営法による風俗営業許可業種 ⑥サービスのうち、宗教、政治、
経済、文化等の各団体、集会所学術研究機関、風営法による風俗営業許可業種
（パチンコホール、マージャンクラブ等）

4) 事業所の登録申請

①・受付期間 平成27年9月1日（火）から随時募集

9月15日（火）までに申込みをされた事業所のみチラシに
掲載。

受付時間は、午前9時から午後5時

（土曜日・日曜日・祝日を除く）

**※前回（第1回向日市歴まち商品券：6月28日発行）登録済みの
事業所は新たに登録申請をする必要はありません。**

- ・受付方法 登録申請書をFAXにより受付（または向日市商工会ホームページの特設フォームからも可）

② 登録証明書及びポスター等の交付

登録した取扱事業所に平成27年10月1日（木）以降順次交付

③ 店頭掲示用ポスター等の店頭等表示

- ・取扱事業所は、ポスター等を外部から見やすい場所に貼付し表示
・表示期間は、平成28年2月26日（金）まで

5. 使用済商品券の換金

(1) 換金方法

- ① 取扱事業所は、受け取った商品券の裏面に受領年月日を記入・押印（認印で可）のうえ、「商品券取次依頼書」に所要事項を記入し、商品券を添えて商工会へ持参し、「登録証明書」を提示する。
② 換金しようとする商品券の券面金額の合計額から事務手数料を差し引いた残額を、向日市商工会の指定する金融機関から取扱事業者の口座へ振り込む。
*（詳細は追ってお送りする換金手続きの書類をご参照ください）
③ 額面5万円以下の持込については、窓口換金を可能とする。

(2) 換金申出期間

平成27年10月26日（月）から平成28年3月4日（金）まで

(3) 事務手数料

- | | |
|---------------|----|
| ① 会員事業所 | 無料 |
| ② 会員事業所（大型店） | 3% |
| ③ 非会員事業所 | 3% |
| ④ 非会員事業所（大型店） | 5% |